

令和6年11月14日

石川県危機管理監室
 担当者：次長 荒木 浩一
 内線：4205
 外線：076-225-1453

被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定について

令和6年能登半島地震に係る長期避難世帯の認定について、七尾市から申立てのあった3地域、21世帯及び、令和6年奥能登豪雨に係る長期避難世帯の認定について、珠洲市から申立てのあった4地域、19世帯を、調査の結果、被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯として認定する。なお、令和6年奥能登豪雨における認定は今回が初となる。

<七尾市>

地域	世帯数	認定日	認定理由	避難指示発令日
後島町	10	R6. 11. 14	避難指示が発令されている地域であり、また、土砂崩壊の危険があり、その対策工事に相当の期間（2～3年）を要するため	R6. 1. 10
南ヶ丘町	9			R6. 1. 9
中島町塩津	2			R6. 1. 12
3地域	21世帯			

<珠洲市>

地域	世帯数	認定日	認定理由	避難指示発令日
大谷町上浜	5	R6. 11. 14	避難指示が発令されている地域であり、また、土砂崩壊の危険があり、その対策工事に相当の期間（2～3年）を要するため	R6. 10. 1
大谷町川辺	1			
大谷町大町	5			
大谷町東西	8			
4地域	19世帯			

(注) 長期避難世帯とは、被災者生活再建支援制度において、自然災害による被害が発生する危険な状況が継続するなど、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）のことであり、支援法上「全壊世帯」及び「半壊であっても解体する世帯」と同様の支援となる

区分	基礎支援金	加算支援金		計
①全壊（損壊割合 50%以上） ②半壊であっても解体する世帯 ③長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
④大規模半壊（損壊割合 40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
⑤中規模半壊（損壊割合 30%台）	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

※ 賃借は公営住宅を除く。